

(参考) 所得税の速算表 (平成 27 年分以降)

課税される所得金額	税率
195 万円以下	5%
195 万円を超え 330 万円以下	10%
330 万円を超え 695 万円以下	20%
695 万円を超え 900 万円以下	23%
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%
4,000 万円超え	45%

※課税される所得金額とは、給与所得者の場合、給与所得金額 (給与収入金額 - 給与所得控除額) から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の所得控除項目を控除した金額をいいます。